

松江市告示第488号

松江市出納員に対する事務委任の件（平成17年松江市告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和3年8月16日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後		改正前	
地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定により、会計管理者をして次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ当該右欄に掲げる課又はかいに置く出納員に委任し、及び委任を受けた出納員をしてその事務の一部を当該課又はかいに置く分任出納員に委任した。		地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定により、会計管理者をして次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ当該右欄に掲げる課又はかいに置く出納員に委任し、及び委任を受けた出納員をしてその事務の一部を当該課又はかいに置く分任出納員に委任した。	
事務	課(かい)	事務	課(かい)
略		略	
松江市野波海浜公園内設置シヤワー施設使用料の収納	公園緑地課	松江市野波海浜公園内設置シヤワー施設使用料の収納	公園緑地課
<u>松江市北公園ミニ遊園地遊器具使用料の収納</u>	<u>公園緑地課</u>		
略		略	

附 則

この告示は、令和3年8月29日から施行する。